

第 20 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 7 年 8 月 7 日 午後 3 時 00 分から

開催場所：福津市役所 別館 1F 大ホール

出席者：農業委員 11 名、推進委員 10 名、事務局 2 名

欠席者：なし

議事録署名委員：農業委員 2 名

| 発言者 | 内容 |
|------|--|
| 局長 | 只今から第 20 回福津市農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会の出席委員数は、欠席者が農業委員 0 名、推進委員 0 名で、農業委員 11 名、推進委員 10 名の出席です。よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条に規定している定数に達していますので、本会議が成立していますことをご報告申し上げます。それでは、開会にあたって会長がご挨拶いたします。 |
| 会長 | <会長挨拶> |
| 局長 | ありがとうございました。これより、会議規程第 8 条の規定に基づき、会長が議長となって進行していただきます。 |
| 議長 | 議案の審議に入る前に、会議規程第 44 条の規定による議事録署名委員の指名をいたします。本日は、5 番、6 番の委員の方、お願いします。 本日の議案ですが、日程第 1、議案第 144 号から、日程第 9、議案第 152 号までの審議をお願いします。なお、採決につきましては、農業委員のみの挙手による採決となりますので、ご了承ください。 それでは議案の審議に入ります。 日程第 1、議案第 144 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 1 から 3 まで一括して事務局、朗読説明をお願いします。 |
| 事務局 | <議案朗読> |
| 議長 | 本議案の番号 1 の詳細について、地元委員の説明をお願いします。 |
| 担当委員 | 譲受人は福岡に来て 10 年、また津屋崎に来て 5 年の方でございます。申請地は手光の中心地にある休耕地であるため、荒らさないことを伝達しております。スイカの栽培を目的としておりますが、鳥獣も多い農地であるため電柵等の対策は伝えております。 |

| | |
|------|---|
| 議長 | 本議案の番号 2 の詳細について、地元委員の説明をお願いします。 |
| 担当委員 | 申請地は耕作放牧地であり、こちらの申請地でもスイカの栽培をされるとのことで、農機具の購入もされております。譲受人は不動産業を営んでおります。 |
| 議長 | 本議案の番号 3 の詳細について、地元委員の説明をお願いします。 |
| 担当委員 | 申請地は農機具等が通れる道がなく、近隣の農地を経由して入られるとの説明をされております。こちらの申請地においても、スイカの栽培を目的としております。 |
| 議長 | 事務局から、何か補足はありますか。 |
| 事務局 | 補足させていただきます。今回の申請地においては、農業に興味がでてきたとのことでスイカを栽培していきたいと営農計画書にも記載いただいております。奥様と二人で栽培していくと説明されております。今後は申請地付近の区域における出草や草刈り等には、積極的に参加していくと申請書に記載をいただいております。 |
| 議長 | ただいま説明がありましたが、委員の皆さまからご質疑等はありませんか。 ないようですので、質疑を終え、採決に入りたいと思います。本議案番号 1 について、賛成の方は挙手をお願いします。賛成多数で許可とします。 次に番号 2 について賛成の方は挙手をお願いします。賛成多数で許可とします。 最後に番号 3 について賛成の方は挙手をお願いします。賛成多数で許可とします。 |
| 委員 | 3 か所購入されておりますが、スイカの栽培という目的に少々疑問があります。 |
| 担当委員 | 本当にスイカを栽培できるのですかと申請人に質問をしたところ、少しずつ勉強しながらスイカを栽培し、福津市に永住したいとおっしゃられておりました。 |
| 議長 | 他に、何かご意見・ご質問等はありませんか。 ないようですので、次の議案にうつります。日程第 2、議案第 145 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局、朗読説明をお願いします。 |
| 事務局 | <議案朗読> |
| 議長 | 本議案の詳細について、地元委員の説明をお願いします。 |
| 担当委員 | 水利に関しては問題ないですが、申請地は 865 m ² と少々大きな面積となっております。敷地内に庭を造られるとのことでしたので、用途を尋ねたところ、申請人は犬を飼われており、個人的なドッグランとして使用したいとのことでした。 |
| 議長 | ただいま説明がありましたが、委員の皆さまからご質疑等はありませんか。 ないようですので、質疑を終え、採決に入りたいと思います。本議案について、賛成の方は挙手をお願いします。全会一致で許可とします。 |

| | |
|-------------------|---|
| <p>事務局 議長</p> | <p>次に日程第 3、議案第 146 号、農地移動適正化あっせん事業売渡申出について、事務局、朗読説明をお願いします。</p> <p><議案朗読></p> <p>売り手側から、農地の売渡の申し出になります。</p> <p>これについては、報告事項となりますので、以上で本案件を終えたいと思います。</p> |
| <p>事務局 議長</p> | <p>次に日程第 4、議案第 147 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告、相続等の届出について、番号 1、それから番号 2 を続けて、事務局、朗読説明をお願いします。</p> <p><議案朗読></p> <p>相続等による届出になりますが、これについても、報告事項となりますので、以上で本案件を終えたいと思います。</p> |
| <p>事務局 議長</p> | <p>次に日程第 5、議案第 148 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出報告について、事務局、朗読説明をお願いします。</p> <p><議案朗読></p> <p>これについても、報告事項となりますので、以上で本案件を終えたいと思います。</p> |
| <p>事務局 議長</p> | <p>次に日程第 6、議案第 149 号、非農地証明書の発出にかかる報告について、番号 1 から番号 4 までを一括して、事務局、朗読説明をお願いします。</p> <p><議案朗読></p> <p>これについても、報告事項となりますので、以上で本案件を終えたいと思います。</p> |
| <p>事務局 議長</p> | <p>次に日程第 7、議案第 150 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、番号 1 から番号 4 までを一括して、事務局、朗読説明をお願いします。</p> <p><議案朗読></p> <p>賃貸借など、農地の貸し借りの解約になりますが、これについても報告事項となっていますので、通知のとおり決定したいと思います。</p> |
| <p>事務局 議長</p> | <p>次に日程第 8、議案第 151 号、福津市農業振興地域整備計画(旧福間町)の変更に係る意見について、事務局、朗読説明をお願いします。</p> <p><議案朗読></p> <p>本議案について、農振計画の担当部署である農林水産課に詳細説明を求めたいと思いますので、担当者の入室を許したいのですが、ご異議ありませんか？</p> <p><農林水産課入室></p> |

| | |
|-------|--|
| 農林水産課 | <p>農振除外目的は自動車解体施設を建設したいためでございます。申請地所有者は市外に住んでいるため、申請地においては長年耕作を行っておらず、耕作放棄地となっております。このまま放置するよりも、リサイクル事業の一環として自動車解体施設として利用の方が公益性があり、必要性がある事業であるとのことで今回の申請に至ったとのことです。除外後の転用目的は自動車解体施設で、工場1棟 120 m²、事務所2棟(プレハブ)33 m²、解体前自動車置場 320 m²、解体後自動車置場 320 m²、解体部品置場 300 m²でございます。雨水の処理方法に関しても、グリーストラップにて浄化し、向かい側の側溝に流す計画とのことです。また事務所からの排水についても合併浄化槽を設置し、処理をするとのことです。農地所有者とも協議が済んでおり、条件付きではありますが、承諾を得ているとのことです。条件はゲリラ豪雨による雨水等の流出防止策を講じること、境界には張コンクリートを施すこと、東側の離道に砂利敷きをすることとしています。油分の流出防止策に関してですが、グリーストラップの定期的な確認・清掃を行うこと、梅雨から台風等のシーズンの際はシーズン前に行い、また吸着剤を常備し、万が一の対応を練っておくとのことです。以上が申請内容となります。農振除外を行うための第13条第2項各項の件については、すべて満たしております。市としては申請内容に問題なしと考えております。</p> |
| 議長 | <p>只今、農林水産課より詳細説明がありましたが、委員の皆さまから、何かご意見等はありませんか。</p> |
| 委員 | <p>自動車解体施設全体の面積と農地自体の面積が合わない理由は？</p> |
| 農林水産課 | <p>敷地全体を自動車解体施設として使用するのですが、先ほど申し上げた面積はあくまでも建物等の面積ですので、イコールとはなっておりません。</p> |
| 委員 | <p>自動車置場や解体部品置場も建つということですか？</p> |
| 農林水産課 | <p>解体の自動車置場に関しては、建物を建てずそのまま、解体作業場所は屋根がついた建物を建設予定です。</p> |
| 議長 | <p>他に、何かご意見等はありませんか。</p> |
| 副会長 | <p>敷地内における計画の範囲には壁等の構造物はつくるのですか？</p> |
| 農林水産課 | <p>周りに関してはブロックを設置し、水が流れないようにするとのことです。</p> |
| 副会長 | <p>ブロックと境界の間には？</p> |
| 農林水産課 | <p>そちらについては、特に工事等を行う予定にはなっておりません。</p> |
| 副会長 | <p>ということは、この間は2メートルくらいの法面になるということですね。ここは水路との境</p> |

| | |
|-------|--|
| | 界の為、なにか対策を講じるべきではないですか。 |
| 農林水産課 | 承知しました。先方と協議を行いたいと思います。 |
| 議長 | 他に、何かご意見等はありませんか。 |
| 委員 | 水利の許可はどこからもらっているのですか |
| 農林水産課 | 福津側は舍利蔵と内殿です。区長からも同意書をいただいております。 |
| 議長 | 他に、何かご意見等はありませんか。 ないようですので、農林水産課には退室いただきます。 〈農林水産課退室〉 |
| 議長 | では、補足として事務局の方から説明をお願いいたします。 |
| 局長 | こちらの議案につきましては、3 月ごろに総会で説明した件であり、その際に水利協議をしっかりと行うべきとの意見をいただいた為、内殿との水利協議を終え、改めて意見照会されている形でございます。この議案につきましては、農地転用に伴う除外を目的としているため、今後5条申請として審議がかけられることとなります。その点も含めて、意見照会として市の方に伝達すべきと考えております。 |
| 委員 | 水利に関しては少々不明瞭な部分が多いと思います。 |
| 局長 | 水利協議の中で条件付きではありますが、承認はいただいております。油分の流出が一番の懸念点と考えられる為、そちらについてはしっかりとした対策を講じていただくこと、またゲリラ豪雨等の対策に関しては、より厳しく条件をつけたうえでの承諾となっております。今後転用申請が出た時には、市の農業委員会としても現地を確認したうえで、より細かな審議をしていきたいと考えております。 |
| 議長 | では以上の点を踏まえて、担当課にはその旨回答したいと思います。 次に日程第 9、議案第 152 号、福津市農用地利用集積化計画の策定について、事務局、朗読説明をお願いします。 |
| 事務局 | 〈議案朗読〉 |
| 議長 | 本議案について、委員の皆さまから、何かご意見等はありませんか。 ないようですので、採決に入りたいと思います。市の利用集積に関する計画になりますが、本計画の策定を承認し、賛成される方は挙手をお願いします。 全会一致で、承認することとし、担当課にはその旨回答したいと思います。 以上で本日の議事は終了しましたが、最後に、本日のこの会議全体を通して、何かご意見や、また、委員の皆さまから報告事項等がありましたら、ここでお願いします。 |

| | |
|----------|--|
| 議長 局長 | <p>(利用状況調査の進捗に関して、前回の議案に関しての進捗、来月総会時の合同研修会について等)</p> <p>それでは、議長の仕事をお引きいただき、後は事務局にお返ししたいと思います。</p> <p>会長ありがとうございました。次回の総会は、9月5日(金)となります。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、第20回福津市農業委員会総会を閉会します。</p> |
|----------|--|